

南牧村 生活情報冊子

# 南牧村 生活信息手册

中国語  
中文



信州 みなみまきむら



# 目录 もくじ

南牧村 生活信息手册  
日语/中文

南牧村 生活情報冊子  
日本語／中国語

|                  |    |
|------------------|----|
| ■ I 住民登録         | 2  |
| ■ I 居民登记         | 3  |
|                  |    |
| ■ II 国民健康保険      | 4  |
| ■ II 国民健康保险      | 5  |
|                  |    |
| ■ III 国民年金       | 10 |
| ■ III 国民年金       | 11 |
|                  |    |
| ■ IV 個人住民税       | 16 |
| ■ IV 个人居民税       | 17 |
|                  |    |
| ■ V ごみの出し方       | 18 |
| ■ V 垃圾处理方法       | 19 |
|                  |    |
| ■ VI/VII 交通災害／教育 | 22 |
| ■ VI/VII 交通灾害/教育 | 23 |



## I 住民登録

日本語／中国語

## ■ はじめに

適法に在留資格を有し、在留期間が3か月を超える外国人の方は、いずれかの市町村で住民登録をしなければなりません。

登録されれば、住民票に登録され、写し等が発行できるようになります。

● 次のいずれかに該当する外国人住民は住民基本台帳法の対象となります。

## ① 中長期在留する外国人

在留カード交付対象者

## ② 特別永住者

特別永住者証明書対象者

## ③ 一時庇護のための上陸許可者もしくは仮滞在許可を受けた者

不法滞在者が難民認定申請を行うなど、一定の要件を満たすときに仮に日本国に滞在することを認可された者など

## ④ 出生による経過滞在者や日本国籍を喪失した者

出生または日本国籍の喪失により日本国に在留することになった外国人

## ● 住民登録の手続き

## ① 新規入国した場合

入国した方のパスポートと在留カードを持って、南牧村に住所を定めた日から14日以内に届出をしてください。代理人が手続きをする場合は、手続きする内容、委任者、受任者のそれぞれの氏名、住所が記載されている委任状も持参してください。

## ② 他市町村から南牧村へ転入する場合

他市町村で発行された転出証明書、在留カード、マイナンバー関連の書類、年金手帳を持って、南牧村に住所を定めた日から14日以内に届出をしてください。代理人が手続きをする場合は、手続きする内容、委任者、受任者のそれぞれの氏名、住所が記載されている委任状も持参してください。

## ③ 南牧村から転出する場合

南牧村で発行した国民健康保険証、在留カード、マイナンバー関連の書類、年金手帳を持って、転出予定日の14日前から届出をすることができます。転出される前に必ず届出をしてください。代理人が手続きをする場合は、手続きする内容、委任者、受任者のそれぞれの氏名、住所が記載されている委任状も持参してください。

日语/中文

## ■ 序言

持有有效在留资格、在留期限在3个月以上的外籍居民均需所在市町村办理居民登记手续。完成登记后,即会被记入住民票,并可发行住民票副本等。

● 符合以下条件的外籍居民为住民基本台帐法适用对象。

## ① 中长期滞留的外国人

在留卡颁发对象

## ② 特别永住者

特别永住者证明书颁发对象

## ③ 获得临时庇护入境许可者或获得临时滞留许可者

非法滞留者提交难民认定申请等后、满足一定条件并获得日本境内临时滞留许可者等

## ④ 出生过渡滞留者或丧失日本国籍者

因出生或丧失日本国籍而在日本滞留的外国人

## ● 居民登记手续

## ① 首次入境时

入境者在确定南牧村住址后的14天以内,请持本人护照和在留卡进行登记。由代理人办理手续时,请代理人持已填写了手续内容、委托人及受托人姓名和地址的委托书进行办理。

## ② 由其他市町村迁入南牧村时

请在确定南牧村住址后的14天以内持其他市町村所发行的迁出证明、在留卡、个人编号相关资料、年金手册进行登记。由代理人办理手续时,请代理人持已填写了手续内容、委托人及受托人姓名和地址的委托书进行办理。

## ③ 从南牧村迁出时

可自计划迁出日前14天起,持南牧村发行的国民健康保险证、在留卡、个人编号相关资料、年金手册进行办理。请务必在迁出前办理手续。由代理人办理手续时,请代理人持已填写了手续内容、委托人及受托人姓名和地址的委托书进行办理。



- **日本は国民皆保険制度です**.....

日本では、安心して医療を受けられるように、すべての人が医療保険に加入することになっています（国民皆保険制度）。

国民健康保険（国保）はそうした医療保険のひとつで、私たちの住む都道府県と市区町村が運営しています。国保は被保険者のみんながお金を出し合う、助け合いの制度です。みんなのすこやかな暮らしを守るために、みんなで力を合わせて国保を支えていきましょう。

● **国保に加入する人**…職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人と生活保護を受けている人以外は、すべての人が国保に加入します。

● **加入資格**…3か月を超えて日本に滞在すると認められた外国籍の人は、国保に加入しなければなりません。ただし、下記の人は加入できません。

  - 職場の健康保険に加入している人
  - 被扶養者として、家族の職場の健康保険に加入している人
  - 後期高齢者医療制度に加入している人
  - 生活保護を受けている人
  - 医療滞在ビザで入国した人とその付き添いの人
  - 観光・保養目的の在留資格を持つ人

■ **国保の届け出**.....

次のいずれかに該当する外国人住民は住民基本台帳法の対象となります。

次のようなときは届け出が必要です。世帯主は、必ず14日以内に在留カードを持って、国保担当窓口へ届け出てください。

▶ **国保に加入するとき**

  - 1 転入（入国）したとき（職場の健康保険などに加入していない場合）
  - 2 職場の健康保険などをやめたとき（退職日の翌日）
  - 3 子どもが生まれたとき
  - 4 生活保護を受けなくなったとき

▶ **国保をやめるとき**

  - 1 出国するとき
  - 2 転出したとき
  - 3 職場の健康保険などに加入したとき
  - 4 死亡したとき
  - 5 生活保護を受け始めたとき

《**加入の届け出が遅れると**》

  - 保険税（料）は、加入の届け出をした月からではなく、資格を得た月の分から納めるので、加入した月までさかのぼって納めなければなりません（遡及賦課）。
  - 保険証がないため、その間の医療費は特別な理由がない限り全額自己負担になります。

《**やめる届け出が遅れると**》

  - 保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って医療を受けてしまった場合は、国保が負担した医療費はあとで返していただきます。
  - ほかの健康保険に入ったとき、国保をやめる届け出をしないと、知らずに国保の保険税（料）と健康保険の保険料の両方を支払ってしまうことがあります。

■ **国保で受けられる給付**.....

《**療養の給付**》

病気やけがをしたとき、病院などの窓口で保険証などを提示すれば、医療費の一部を支払うだけで次のような医療を受けることができます。

  - ▶ 診察 ▶ 治療 ▶ 薬や注射など処置 ▶ 入院および看護（入院時の食事代は除く）
  - ▶ 在宅療養（かかりつけ医による訪問診療）および看護 ▶ 訪問看護（お医者さんが必要と認めた場合）

■ **年齢などによって自己負担割合が異なります**

義務教育就学前**2割** ▶ 義務教育就学後70歳未満**3割** ▶ 70歳以上75歳未満**2割**または**3割**
- II
- 国民健康保険
- 日语/中文
- 国民健康保険
- **日本实施全民保险制度** .....

为了确保所有人能够放心享受医疗福利，所有日本居民均需加入医疗保险（全民保险制度）。国民健康保险（国保）便是这种医疗保险之一，由我们所居住的都道府县和市区町村负责运营。国保是一项由投保人共同出资、相互扶持的制度。让我们齐心协力来扶持国保，守护我们的健康生活。

● **国保加入对象**・・・已加入单位健康保险或后期高龄者医疗制度者及享受低保者以外的所有人。

● **加入资格**・・・持有3个月以上日本在留资格的外籍人士均需加入国保，但以下人员除外。

  - 已加入单位健康保险者
  - 已作为被抚养者加入家属的单位健康保险者
  - 已加入后期高龄者医疗制度者
  - 享受低保者
  - 持医疗在留签证入境者及其陪护者
  - 持以观光、疗养为目的的在留资格者

■ **国保申报** .....

符合以下任意条件的外籍居民均为住民基本台帐法适用对象。

符合以下状况时均需进行申报。请户主务必在14天以内持在留卡前往国保受理窗口进行申报。

★**发生下述情况下，请务必进行申报。**

  - 住址、姓名、户主、国籍变更时
  - 遗失保险证（国民健康保险被保险人证）时

▶ **加入国保时**

  1. 迁入（入境）后（未加入单位健康保险等时）
  2. 单位健康保险等退保后（离职日的次日）
  3. 孩子出生后
  4. 被取消低保后

▶ **国保退保时**

  1. 出境时
  2. 迁出后
  3. 已加入单位健康保险等时
  4. 死亡后
  5. 已开始享受低保时

《**加入申报延误时**》

  - 保险税（费）规定从获得保险资格的月份起开始缴纳，而并非从申报加入的月份开始，所以应补交至加入月份为止的保险税（费）（既往补收）。
  - 若无特殊理由，在无保险证期间的医疗费均应自行全额承担。

《**退保申报延误时**》

  - 因持有保险证而在医疗机构误用时，日后需要返还国保负担的医疗费。
  - 加入其他健康保险后未及时提交国保退保申报时，可能会在不知不觉中同时缴纳国保保险税（费）和健康保险的保险费共两种费用。

■ **国保可享受的报销费用** .....

《**疗养报销**》

患病或受伤时，向医院等窗口出示保险证等后，只需支付部分医疗费即可接受以下治疗。

  - ▶ 诊断 ▶ 治疗 ▶ 药物或注射等处理 ▶ 住院及看护（住院时的餐费除外）
  - ▶ 在家疗养（由主治医生上门诊治）及看护 ▶ 上门看护（认定需要医生时）

■ **个人负担比例根据年龄等而异**

义务教育就学前为**2成** ▶ 义务教育就学后至70岁前为**3成** ▶ 70至75岁以下为**2成**或**3成**

4

5



■ **保険税 (料) を納めましょう** .....  
保険税 (料) は、みなさんの医療費にあてられる国保の貴重な財源です。万が一の病気やけがに備え、保険税 (料) は必ず納期限内に納めましょう。保険税 (料) を納める義務は世帯主にあります。

《**保険税 (料) の決め方**》 保険税 (料) は年度ごと、世帯ごとに決められます。年度途中で世帯内に異動があったときは、保険税 (料) が変更になります。

★**所得の申告を忘れずに！**

●保険税 (料) は、前年の所得などをもとに決められます。正しい所得の申告をお願いします。

《**保険税 (料) の納め方**》納め方は年齢によって異なります。

**40歳未満の人** ▶〔医療保険分〕+〔後期高齢者支援金分〕

**40歳以上65歳未満の人** ▶

〔医療保険分〕+〔後期高齢者支援金分〕+〔介護保険分〕

**65歳以上75歳未満の人** ▶〔医療保険分〕+〔後期高齢者支援金分〕

◆**特別な事情もなく保険税 (料) を滞納すると**

未納期間に応じて下記のような措置がとられます。災害などにより保険税 (料) の支払いが困難になった場合は、早めに国保担当窓口にご相談ください。

|               |                                                                                 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 納期限を過ぎると      | 督促が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。                                                    |
| さらに滞納が続くと     | 通常の保険証の代わりに有効期限の短い短期被保険者証が交付される場合があります。                                         |
| 納期限から1年間を過ぎると | 保険証を返してもらい、代わりに国保被保険者の資格を証明する資格証明書が交付されます。お医者さんにかかるときは、医療費をいったん全額自己負担することになります。 |

《**注意事項**》

●国外転入の場合、国民健康保険税算定のために前年中の日本円収入について簡易申告をお願いします。未申告の場合、保険税の軽減を受けることができません。(保険税が逆に高くなってしまいます。)  
記載例は次ページです。

■ **保険証は大切に**.....

保険証は国保に加入していることを証明するものです。お医者さんにかかるとき、窓口に提示することにより国保の給付が受けられます。大切なものですから、必ず手元に保管しましょう。

《**保険証の正しい取り扱い方**》

●保険証を受け取ったら、記載内容に間違いがないか確認しましょう(勝手に書きなおさないでください。無効になります)。

●お医者さんにかかるときには、必ず窓口に提示しましょう。

●他人との貸し借りはできません(法律により罰せられます)。

●コピーしたもののや有効期限が切れたものは使えません。

●国保をやめるときは、届け出て、保険証を返却してください。

■**保険証が使えないとき**

**病気とみなされないとき**

●健康診断・人間ドック ●予防注射 ●正常な妊娠・出産 ●美容整形や歯列矯正

●軽度のわきがやしみ ●経済上の理由による妊娠中絶 など

**労災保険の対象となるとき**

●業務上のけがや病気(雇用主が負担するべきものです)

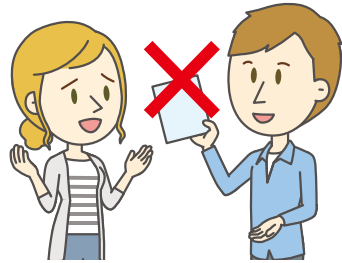
**こんなときは、国保の給付が制限されます**

●故意の犯罪行為や故意の事故

●けんかや泥酔などによる病気やけが

●お医者さんや保険者の指示に従わなかったとき

世帯内の国保被保険者が全員65歳以上75歳未満で、世帯主も国保被保険者の場合、保険税 (料) は原則として世帯主の年金から天引きになります。  
※年金から天引きされる人でも、口座振替に原則として変更できます。  
※介護保険料は別に納めます。



■ **缴纳保险税(费)** .....  
保险税(费)用于大家的医疗费,是国保的一项重要财源。为了确保在患病或受伤时能够及时享受医疗保险,请务必在缴纳期内缴纳保险税(费)。缴纳保险税(费)是户主应尽义务。

《**保险税(费)计算方法**》

保险税(费)以年度、家庭为单位进行计算。如果家庭内部在年度中途发生变动,保险税(费)也将发生变化。

★**勿忘申报年收入!**

●保险税(费)根据前一年的年收入等进行计算。请务必正确申报年收入。

《**保险税(费)缴纳方法**》缴纳方法根据年龄而异。

**40岁以下者** ▶〔医疗保险部分〕+〔后期高龄者支援金部分〕

**40岁至65岁以下者** ▶

〔医疗保险部分〕+〔后期高龄者支援金部分〕+〔护理保险部分〕

**65岁至75岁以下者** ▶〔医疗保险部分〕+〔后期高龄者支援金部分〕

◆**无特殊状况而拖欠保险税(费)时**

根据拖欠期间采取以下措施。若因灾害等原因而难以支付保险税(费)时,请尽早向国保受理窗口进行咨询。

|           |                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------|
| 缴纳逾期时     | 进行催促。有时会征收逾期费。                                       |
| 持续拖欠时     | 有时会颁发有效期更短的短期被保险人证替代正常的保险证。                          |
| 缴纳逾期1年以上时 | 要求返还保险证,颁发证明具有国保被保险人资格的资格证明进行替代。接受医生治疗时,治疗费全额暂时自行承担。 |

《**注意事项**》

●由境外迁入时,需对前一年的日元收入进行简易申报,以便计算国民健康保险税。若未申报,则无法享受保险税减税福利。(保险税反而会更高。)  
填写范本在下页。

■ **妥善保管保险证** .....

保险证是加入国保的凭证。接受医生治疗时,向挂号窗口出示保险证方可享受国保报销。保险证是重要的医保凭证,请务必妥善保管。

《**保险证的正确管理方法**》

●收到保险证后,请务必确认记载内容上无误(请勿擅自修改,否则将会失效)。

●接受医生治疗时,请务必向挂号窗口出示保险证。

●不得借于他人使用(否则将会受到法律惩罚)。

●不可使用复制的副本或过期保险证。

●国保退保时,请进行申报并返还保险证。

■**以下状况时不可使用保险证**

**不被视为患病时**

●体检/全面健康检查 ●预防针 ●正常妊娠/分娩 ●整容或齿列矫正

●轻度狐臭或斑痕 ●因经济困难而人工流产 等

**成为工伤保险对象时**

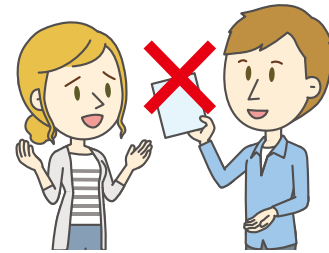
●工作中受伤或患病(雇主应承担的部分)

**发生以下状况时,国保报销将会受限**

●故意犯罪行为或故意事故

●吵架或醉酒等导致的患病或受伤

●未遵从医嘱或保险人指示时



記載例

年度  
( 年度 )

国民健康保険税等申告書（簡易申告書）

南牧村長宛

年1月1日現在の住所：中国

フリガナ ミナミマキ タロウ

氏名： MINAMIMAKI Taro サイン

住所： 長野県南佐久郡南牧村板橋〇〇〇番地 △△〇〇様方

マイナンバー：

生年月日 1982 年 8 月 12 日 電話番号：

受付

☆①前年中の収入が全くなかった場合該当する箇所に○をし、記入して下さい。

① 20〇〇 年 〇 月 〇 日 中国 より日本に入国したため国内源泉所得はない

②下記の者の扶養として申告されている。（援助・仕送りされている。）

住所： 氏名： 続柄：

③遺族・障害年金を受給していた。

④雇用保険（失業保険）を受給していた。

④預貯金により生活している。

☆②前年1月から12月までの所得等該当箇所に記入して下さい。（円）

| 区分 | 収入 | 所得 | 支払者 | 区分   | 収入 | 必要経費 | 所得 |
|----|----|----|-----|------|----|------|----|
| 給与 |    |    |     | 営業   |    |      |    |
| 年金 |    |    |     | 農業   |    |      |    |
|    |    |    |     | 不動産  |    |      |    |
|    |    |    |     | 譲渡   |    |      |    |
|    |    |    |     | 株・配当 |    |      |    |

※営業・農業・不動産の必要経費は別途収支内訳書を作成いただきます。株・配当は金額がわかる書類を提示して下さい。

☆③ご本人と扶養親族等の状況 該当箇所に○をし、記入して下さい。

|      |         |          |      |    |      |       |
|------|---------|----------|------|----|------|-------|
| ご本人  | 寡婦（夫）控除 | （特定）     | 離別   | 死別 | 生死不明 |       |
|      | 障害控除    | 障害手帳等の種類 | 等級   |    |      |       |
|      | 未成年     |          |      |    |      |       |
| 区分   | 氏名      | 続柄       | 生年月日 | 同居 | 障害   | 専従者給与 |
| 配偶者  |         |          |      |    |      |       |
| 扶養親族 |         |          |      |    |      |       |
|      |         |          |      |    |      |       |
|      |         |          |      |    |      |       |

☆④所得から差し引かれる金額 該当箇所に○をし、金額がわかる領収書等を提示して下さい。

国民健康保険 国民年金 後期高齢者医療保険料 介護保険料 給与・年金から差し引かれた社会保険料

生命保険料 医療費 損害保険料

寄付金

填写范本

年度  
( 年度 )

国民健康保険税等申告書（簡易申告書）

南牧村長宛

年1月1日現在の住所：中国

フリガナ ミナミマキ タロウ

氏名： MINAMIMAKI Taro サイン

住所： 長野県南佐久郡南牧村板橋〇〇〇番地 △△〇〇様方

マイナンバー：

生年月日 1982 年 8 月 12 日 電話番号：

受付

☆①前年中の収入が全くなかった場合該当する箇所に○をし、記入して下さい。

① 20〇〇 年 〇 月 〇 日 中国 より日本に入国したため国内源泉所得はない

②下記の者の扶養として申告されている。（援助・仕送りされている。）

住所： 氏名： 続柄：

③遺族・障害年金を受給していた。

④雇用保険（失業保険）を受給していた。

④預貯金により生活している。

☆②前年1月から12月までの所得等該当箇所に記入して下さい。（円）

| 区分 | 収入 | 所得 | 支払者 | 区分   | 収入 | 必要経費 | 所得 |
|----|----|----|-----|------|----|------|----|
| 給与 |    |    |     | 営業   |    |      |    |
| 年金 |    |    |     | 農業   |    |      |    |
|    |    |    |     | 不動産  |    |      |    |
|    |    |    |     | 譲渡   |    |      |    |
|    |    |    |     | 株・配当 |    |      |    |

※営業・農業・不動産の必要経費は別途収支内訳書を作成いただきます。株・配当は金額がわかる書類を提示して下さい。

☆③ご本人と扶養親族等の状況 該当箇所に○をし、記入して下さい。

|      |         |          |      |    |      |       |
|------|---------|----------|------|----|------|-------|
| ご本人  | 寡婦（夫）控除 | （特定）     | 離別   | 死別 | 生死不明 |       |
|      | 障害控除    | 障害手帳等の種類 | 等級   |    |      |       |
|      | 未成年     |          |      |    |      |       |
| 区分   | 氏名      | 続柄       | 生年月日 | 同居 | 障害   | 専従者給与 |
| 配偶者  |         |          |      |    |      |       |
| 扶養親族 |         |          |      |    |      |       |
|      |         |          |      |    |      |       |
|      |         |          |      |    |      |       |

☆④所得から差し引かれる金額 該当箇所に○をし、金額がわかる領収書等を提示して下さい。

国民健康保険 国民年金 後期高齢者医療保険料 介護保険料 給与・年金から差し引かれた社会保険料

生命保険料 医療費 損害保険料

寄付金



## 日本の国民年金制度

### ■ 国民年金などの公的年金の概要

①日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務づけられています。

### ■ 国民年金の加入者と加入の手続

国民年金の加入の手続きは次のとおりとなっています。

#### ①第1号被保険者

日本に住む20歳以上60歳未満の方で、次の第2号被保険者に該当しない方。

→第1号被保険者に該当する外国人の方は、住民票作成を行った後、同じ窓口で加入手続を行います。

→保険料は日本年金機構から送付される納付書により納めてください。〔月々の保険料〕参照〕

#### ②第2号被保険者

会社や工場等にお勤めの方で、厚生年金保険等に加入している方。

→加入手続は、会社等の事業主が行いますので、ご本人の手続きは不要です。詳しいことは勤務先へお尋ねください。

→保険料は給与から源泉控除され、事業主が納めます。

### ■ 年金手帳

国民年金の加入手続が終わると年金手帳が交付されます。年金手帳は年金を受けるときや相談を行うときの身分確認として、大変大切なものです。一生使いますので大切に保管してください。

また、紛失等された場合は、第1号被保険者の方は年金事務所又は役場国民年金担当窓口で、第2号被保険者の方は年金事務所又は事業主を経由して、申請手続を行ってください。

### ■ 月々の保険料

詳しくはこちらをご覧ください。▶日本年金機構ホームページ URL <https://www.nenkin.go.jp>。

保険料の納付は、銀行等の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で現金による納付のほか、口座振替やインターネットを利用する方法もあります。

### ■ 脱退一時金

国民年金の保険料納付済期間（第2号、第3号期間は除く）などの合計が6ヶ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない外国人の方が、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求していただくことができます。

脱退一時金の額は、保険料納付月数に応じて、右のとおりとなっています。（最終納付月が令和元年度である場合）

※保険料納付済期間の合計は、以下により計算されます。

全額納付月数 + (4分の1納付月数) × 1/4 + (半額納付月数) × 1/2 + (4分の3納付月数) × 3/4

#### 【請求手続き】

①日本国内に住所を有しなくなったことから、転出届を届け出る際には、一緒に国民年金の資格喪失届を提出してください。また、脱退一時金の裁定請求書を取り寄せてください。裁定請求書の用紙は、役場国民年金担当窓口、全国の年金事務所又は日本年金機構ホームページにご用意しています。

| 免除制度の種類        | 保険料額    | 老齢基礎年金の額 |
|----------------|---------|----------|
| 全額免除           | 0円      | 8分の4     |
| 4分の1納付（4分の3免除） | 4,100円  | 8分の5     |
| 半額納付（半額免除）     | 8,210円  | 8分の6     |
| 4分の3納付（4分の1免除） | 12,310円 | 8分の7     |
| 納付猶予           | 0円      | 0        |
| 学生納付特例制度       | 0円      | 0        |

| 保険料納付済み期間の合計※ | 支給額      |
|---------------|----------|
| 6ヶ月以上12ヶ月未満   | 49,230円  |
| 12ヶ月以上18ヶ月未満  | 98,460円  |
| 18ヶ月以上24ヶ月未満  | 147,690円 |
| 24ヶ月以上30ヶ月未満  | 196,920円 |
| 30ヶ月以上36ヶ月未満  | 246,150円 |
| 36ヶ月以上        | 295,380円 |

## 日本的国民年金制度

### ■ 国民年金等公共年金概要

①包括外国人在内,所有居住于日本的20岁以上、60岁以下者均需加入国民年金,并履行法律规定的缴纳保险费的义务。

### ■ 国民年金加入対象和加入手続

国民年金的加入手續如下所述。

#### ①第1号被保険人

居住于日本的20岁以上、60岁以下者,符合第2号被保険人条件范围者除外。

→符合第1号被保険人条件的外国人在完成住民票登记后,直接于相同窗口办理加入手續。

→保险费请通过日本年金机构寄来的缴纳单进行缴纳。(参阅“每月保险费”)

#### ②第2号被保険人

在公司或工厂等工作者,已加入厚生年金保险等人员。

→加入手續由公司等工作单位办理,所以本人无需办理任何手續。详情请询问工作单位。

→保险费从工资中预扣,由工作单位负责缴纳。

### ■ 年金手册

完成国民年金加入手續后,即会颁发年金手册。年金手册是领取年金或咨询时不可或缺的身份证明,终生使用,故请务必妥善保管。

此外,年金手册一旦遗失等时,第1号被保険人请向年金事务所或村公所国民年金受理窗口、第2号被保険人请通过年金事务所或工作单位提交补办申请。

### ■ 每月保险费

详情请浏览这里。▶日本年金机构主页 地址:<https://www.nenkin.go.jp>

保险费可通过银行等金融机构、邮局、便利店等窗口以现金方式缴纳,也可通过账户转账或网上支付方式缴纳。

### ■ 退出一旦性补助

国民年金保险费已缴纳期间(第2号、第3号期间除外)等共达6个月以上、且未达老齡基础年金领取资格期限的外国人,可在离开日本之日起的2年内提交申请并领取退出一旦性补助。

退出一旦性补助金额根据保险费缴纳月数进行计算,详情如右侧所示。(最后缴纳月份为令和元年度(2019)时)

※保险费已缴纳期间总和通过以下公式计算。

全額繳納月数 + (1/4繳納月数) × 1/4 + (半額繳納月数) × 1/2 + (3/4繳納月数) × 3/4

#### 【申請手續】

①离开日本办理迁出申报手續时,请同时提交国民年金资格喪失申請。此外,请索取退出一旦性补助的裁定通知单。裁定通知单表单在村公所国民年金受理窗口、日本全国的年金事务所或日本年金机构主页均可索取。

| 減免制度種類       | 保険費金額    | 老齡基礎年金金額 |
|--------------|----------|----------|
| 全免           | 0日元      | 4/8      |
| 繳納1/4(減免3/4) | 4,100日元  | 5/8      |
| 繳納半額(減免半額)   | 8,210日元  | 6/8      |
| 繳納3/4(減免1/4) | 12,310日元 | 7/8      |
| 延期繳納         | 0日元      | 0        |
| 學生繳納特例制度     | 0日元      | 0        |

| 已繳納保險費的期限總計※ | 發放金額      |
|--------------|-----------|
| 6个月以上12个月以下  | 49,230日元  |
| 12个月以上18个月以下 | 98,460日元  |
| 18个月以上24个月以下 | 147,690日元 |
| 24个月以上30个月以下 | 196,920日元 |
| 30个月以上36个月以下 | 246,150日元 |
| 36个月以上       | 295,380日元 |



②裁定請求書を提出する際には、請求書に記載している注意事項をご確認いただき、必要な事項を記入のうえ、〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構あてに、エアメールでお送りください。  
※脱退一時金を受け取ると、その支給対象となった期間は保険料納付済期間とはならないので、ご注意ください。

### ■ 社会保障協定について

日本との二国間で、年金制度の二重加入を防止するとともに、外国の年金制度の加入期間を取り入れ年金がつけられるように協定を締結している国があります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

### ■ 国民年金に関する相談・お問い合わせ先

国民年金に関するお問い合わせは、年金手帳を持参の上、役場国民年金担当又は年金事務所までお願いします。

お電話によるお問い合わせの場合は、下記の「ねんきんダイヤル」へお電話ください。（日本語によるサービスです。）また、お問い合わせの際は、年金番号が記載された年金手帳等の資料をご利用ください。

「ねんきんダイヤル」0570-05-1165 ※050で始まる電話でおかけになる場合03-6700-1165

## 国民年金保険料 免除・納付猶予の申請について 「一般用」

保険料を支払うことが経済的に困難な場合、毎年申請により保険料の支払いが「免除」または「猶予」される申請手続きをすることができます。前年所得などを審査して承認された場合は、保険料の支払いが「免除」または「猶予」されます。（この申請手続きは毎年必要です。）  
この申請手続きを行うことで、あなたが将来年金を受け取る権利を確保するだけでなく、あなたが万が一、事故などにあい、障害を負ったときに障害基礎年金を受け取ることができる権利を確保することができます。

### ①免除（全額免除・一部免除）申請

あなたやあなたの配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。（一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。）

### 【申請時の注意点】

#### ●申請する年度について

- ◆免除等の1年度は7月～翌年6月までです。（7月から始まり翌年6月までの1年間です。）
- ◆翌年度も引き続き免除等の申請を希望する場合は、改めて7月に申請手続きが必要です。（「継続希望」している場合は不要です。）

#### ●免除等が申請できる期間

- ◆過去の年度分……申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで、
  - ◆今年度分……年度6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。
- ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から次の年の6月までの12カ月間となりますので、必要に応じて複数の申請書を提出してください。
- ※過去の年度分は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

#### ●添付書類…失業・倒産・事業の廃止などの理由として申請するときは、証明書類（雇用保険受給資格者証または、雇用保険被保険者離職票のコピーなど）を添付してください。その他、必要な添付書類は、役場国民年金担当窓口または年金事務所へお尋ねください。

【申請書の提出先等】 ●この申請書の提出先は、役場国民年金担当窓口、または年金事務所（郵送による提出も可能）です。

※国民年金保険料の免除・納付猶予を申告する場合、申請書記入例がP14にありますので、ご覧ください。

②提交裁定通知单时，请确认通知单上记载的注意事项，并在填写必要事项后以航空信方式寄往“邮编：168-8505 東京都杉并区高井戸西3-5-24 日本年金机构”。

※请注意，领取退出一次性补助后，该发放对象期间将不计入保险费已缴纳期间。

### ■ 关于社会保障协议

为了防止年金制度的双重加入、并确保在外国年金制度加入期限内正常领取年金，日本与外国签定了社会保障协议。详情请浏览日本年金机构主页。

### ■ 国民年金相关咨询、联系方式

国民年金相关咨询请持年金手册前往村公所国民年金受理窗口或年金事务所进行咨询。

需通过电话咨询时，请拨打下述“年金热线”电话。（日语服务）此外，联系时，请备好记载了年金编号的年金手册等资料。

“年金热线”0570-05-1165 ※使用050开头的电话时，请拨打：03-6700-1165

## 国民年金保险费 关于减免/延期缴纳的申请 “普通专用”

因经济困难而难以支付保险费时，可通过每年申请的方式办理保险费支付的“减免”或“延期”申请手续。在审查上年度收入等并获得许可后，保险费的支付即可得到“减免”或“延期”。（需每年办理此申请手续。）  
办理此申请手续后，不但可以确保您在未来领取年金的权利，同时还可确保在您万一遭遇事故等而导致残疾时领取残疾基础年金的权利。

### ①减免（全免/部分减免）申请

您或您的配偶、户主的上年度收入分别在一定金额以下或具有导致失业等理由时，即可通过申请使保险费的缴纳得到全免或部分减免。（部分减免时，若不缴纳减免后的保险费，部分减免将会失效，并被计入未缴纳期间，故请务必缴纳减免后的保险费。）

### 【申请时注意事项】

#### ●关于申请的年度

- ◆减免等的1个年度为7月～次年6月。（7月开始至次年6月为1个年度。）
- ◆次年度希望继续减免等申请时，应于7月重新办理申请手续。（已选“希望继续”时则无需办理。）

#### ●可办理减免等申请的期间

- ◆既往年度部分……申请书受理月份起的2年1个月前（已缴纳保险费的月份除外）为止
  - ◆本年度部分……年度6月（1月～6月期间提交了申请时，为该年度的6月）为止的部分
- 但是，1份申请书的申请期间仅限7月至次年6月的12个月，请根据需要提交多份申请书。
- ※既往年度部分可申请至2年1个月前为止的部分，但若申请延误，则可能导致无法领取残疾年金等不利状况，故请尽早提交申请。

#### ●附件・・・因失业、破产、停业等理由而申请时，请附带证明资料（雇用保险领取资格者证或雇佣保险被保险人离职表副本等）。其他所需附件请向村公所国民年金受理窗口或年金事务所咨询。

【申请书提交部门等】 ●此申请书可提交村公所国民年金受理窗口、或年金事务所（还可通过邮寄方式提交）。  
※对国民年金保险费减免、延期缴纳进行申报时，请查看P14的申请书写填写范本。





■ **はじめに**.....  
住民税は、住みよい地域社会をつくるために必要な費用を、住民のみなさまにそれぞれの負担能力に応じて分担していただく、という性格の税金です。一般的に、市町村民税と道府県民税の総称が「住民税」です。また、個人だけでなく、会社等の法人も地域社会の一員として行政サービスを受けているという考えから、住民税には個人にかかる「個人住民税」と法人にかかる「法人住民税」があります。ここでは、個人にかかる「個人住民税」について説明します。

■ **個人住民税**.....  
個人住民税は、個人村民税と個人県民税をあわせたもので、1月1日現在、南牧村に住んでいる方が村と県に納める税金です。前年中に所得がある方に「均等割額」と「所得割額」の合計額が課税されます。なお、日本との租税条約によって個人住民税が軽減または免除される場合があります。

| ◆納税義務者                               |     | A 均等割額 |        | B 所得割額の税率 |     |
|--------------------------------------|-----|--------|--------|-----------|-----|
| 南牧村に住所がある方                           | A+B | 村民税    | 県民税    | 村民税       | 県民税 |
| 南牧村に住所はないが、事業所、事務所、家屋敷を所有する方（＊家屋敷課税） | A   | 3,500円 | 2,000円 | 6%        | 4%  |
|                                      |     | 村民税    | 県民税    | 村民税       | 県民税 |

所得割額は、前年中の所得金額から所得控除後を差し引いた課税標準額を基礎として計算します。

■ **申告について**.....  
個人住民税は、1月1日から12月31日までの1年間に得た所得に対して課税されますので、前年中の所得額および控除額について、毎年3月15日までに申告していただく必要があります。この申告は、国民健康保険税の算定や各種福祉手当の受給判定および所得・課税等、税金に関する証明書の交付等により必要となります。ただし、下記に該当する方は申告の必要がありません。

◆税務署に所得税の確定申告書を提出する（した）方  
◆前年中の収入が給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方  
なお、給与支払報告書が提出されているか不明な方は、各勤務先に確認してください。各種控除の内容に変更、追加等がある方は、申告が必要となりますのでご注意ください。

■ **村外へ転出または出国するとき**.....  
個人住民税は、1月1日現在、住所がある市町村で課税されるため、1月1日以降に村外へ転出または出国する場合は、南牧村に税金を納めなければなりません。納税通知書の通知等は転出先の住所に送付しますので、指定金融等窓口または口座振替にて納付してください。なお、年度途中で出国する場合は、帰国する前に個人住民税の年税額を納めていただくか、納税管理人（代わりに納めてくれる方）を指定し、届出していただく必要があります。

■ **納付方法**.....  
個人住民税の納付方法については、下記のとおりです。

◆普通徴収  
納税義務者が村から送付される納税通知書により、指定金融機関等窓口または口座振替にて納付します。

◆特別徴収  
給与支払者が納税義務者の代わりに納付します。原則、給与所得者は給与からの特別徴収となります。

■ **納期**.....  
納期限は各月の末日です。個人住民税を納める必要がある方は、定められた納期限までに納めてください。なお、納期限が土曜日・日曜日・祝日、または12月29日から翌年1月3日にあたる場合は、翌日が納期限となります。

| 納付方法 | 納付月              | 納期限        |
|------|------------------|------------|
| 普通徴収 | 6、8、10、1月（年4回）   | 納付月の毎月末    |
| 特別徴収 | 6月～5月までの毎月（年12回） | 納付月翌月の毎10日 |

■ **序言** .....  
居民税是根据居民个人的经济承受能力来分担舒适居住地区社会建设所需费用的税金。一般将市町村民税和道府县民税统称为“居民税”。此外，除了个人以外，由于公司等法人也是地区社会的一员且享受行政服务，因此，居民税中包含个人相关的“个人居民税”和法人相关的“法人居民税”共两种。在此，将就个人相关的“个人居民税”进行说明。

■ **个人居民税** .....  
个人居民税是指个人村民税和个人县民税的总和，是一项由本年度1月1日居住于南牧村的居民向村和县缴纳的税金。向上年度拥有年收入者征收的税金为“均等份额”和“所得份额”的总额。此外，个人居民税还可基于与日本的租税条约得到减税或减免。

| ◆缴税义务履行者                          |     | A 均等份额  |         | B 所得份额的税率 |     |
|-----------------------------------|-----|---------|---------|-----------|-----|
| 居住于南牧村的居民                         | A+B | 村民税     | 县民税     | 村民税       | 县民税 |
| 非南牧村居民，但在南牧村拥有事业所、事务所、房产者（*征收房产税） | A   | 3,500日元 | 2,000日元 | 6%        | 4%  |
|                                   |     | 村民税     | 县民税     | 村民税       | 县民税 |

所得份额基于从上年度所得金额中减去所得扣除金额后的课税标准额进行计算。

■ **关于申报** .....  
个人居民税按1月1日至12月31日期间的年度收入进行征税，故需在每年3月15日前申报上年度所得额及扣除额。此申报在计算国民健康保险费或判定各种福利补贴的领取以及颁发收入/征税等税金相关证明等时需要使用。但是，符合下述情况时则无需申报。

◆向税务局提交（已提交）所得税确定申报书者  
◆上年度收入中只有工资收入，已由工作单位提交了工资支付报告者  
若不确定工作单位是否已提交工资支付报告，则请自行询问各单位。若各种扣除内容中发生变更、追加等内容，则需进行申报，敬请注意。

■ **迁出村外或出境时** .....  
个人居民税由1月1日当时所居住的市町村进行征税，若需在1月1日之后迁出村外或出境，则需向南牧村缴纳税金。缴税通知单的通知等将会寄送至迁出前的住址，请通过指定金融机构等窗口或账户转账方式缴纳税金。若在年度中途出境，则需在回国前缴纳个人居民税的年税额、或指定缴税负责人（替您缴税者）并进行申报。

■ **缴税方法** .....  
个人居民税的缴税方法如下所述。

◆普通征收  
缴税义务履行者使用村政府发来的缴税通知单前往指定金融机构等窗口或以账户转账方式缴纳税金。

◆特别征收  
由工资支付单位代替缴税义务履行者缴纳税金。原则上是工资所得者从工资中扣除的特别征收。

■ **缴纳期限** .....  
缴纳期限为各月的最后一天。需缴纳个人居民税者，请在规定的缴纳期限内缴纳税金。缴纳期限日若为周六、周日、节假日、或12月29日至次年1月3日期间，缴纳期限则顺延至次日。

| 缴纳方法 | 缴纳月份            | 缴纳期限        |
|------|-----------------|-------------|
| 普通征收 | 6、8、10、1月（年度4次） | 各缴纳月份的月底    |
| 特别征收 | 6月～5月的每月（年度12次） | 各缴纳月份的次月10日 |



## ゴミの分け方と出し方 袋には必ず名前を書いてください

### ■ 可燃ゴミ

- 紙くず、レシートなどの感熱紙、紙おむつ（汚物は取り除いてください）、汚れた新聞紙や段ボール、汚れをきれいに落とすことができないなどの限られたその他プラスチック製品（納豆の容器など）などが対象になります。
- 生ゴミは入れないでください。（生ごみ処理機で乾燥させたものを除く）

### ■ 生ゴミ

- 優良な堆肥となりますので、家庭での処理をお願いします。
- 村では、コンポストや電気分解式の生ゴミ処理機を購入する際、購入費の一部を補助していますので、この制度をご活用ください。

### ■ その他プラスチック

- プラマークがあるもので、手で握って形が変わる物など軟質系のプラスチック。（お菓子やパンの袋、レジ袋、ラップなど）
- プリンのカップやペットボトルのキャップなどの硬い形状の硬質プラスチックは**埋立ゴミ**へ。
- 汚れているものは水洗いしてください。

### ■ ペットボトル

- ジュース・酒・醤油などが入っているもので、PETのマークが付いているものが対象になります。このマークが付いていないものは、埋立ゴミとして出してください。
- ボトルの中を軽く水洗いし、キャップは**埋立ゴミ**、ラベルは**その他プラスチック**として出してください。

※スーパーマーケットなどの回収もご利用ください。

### ■ びん類

- ふたとふたの受け部分（中栓）をはずし、中を洗ってください。
- びんの色の分別は、びんの口を上から見ることで簡単にできます。
- びんに貼ってある紙は剥がさなくても構いませんが、びんに巻いてある紙やラベルは取り除いてください。
- ラムネのびんは、ふたを取り、中のビー玉を取り除いてください。
- 専用の袋に入れ、「茶色びん」「透明びん」「その他びん」の該当するところに○を付け、必ず名前を書いて出してください。
- 割れたびんも入れて構いませんが、できるだけ割らないようにしてください。
- 化粧品用のびん・油用のびん・ガラスコップ・陶磁器類・クリスタル製ガラス・耐熱ガラス食器などは**埋立ゴミ**としてコンテナに入れて出してください。



**茶色のびん**…表面が茶色のもの。



**無色透明のびん**…表面に色がなくて透き通っているもの。  
■表面がギザギザやザラザラのガラス模様などが付いているびんも対象。



**その他の色のびん**…表面に青・緑・黒・紫・白・黄などの色が付いているもの。  
■淡く色がかかっているびんも対象。

## 垃圾分类和处理方法 请务必在垃圾袋上标注姓名

### ■ 可燃垃圾

- 纸屑、票据等热敏纸、纸尿布（请清除污物）、废旧报纸或纸箱、难以清除污渍等的限定其他塑料物品（纳豆容器等）等。
- 请勿装入厨余垃圾。（使用厨余垃圾处理机烘干后的垃圾除外）

### ■ 厨余垃圾

- 厨余垃圾可以作为优质堆肥，故请各家庭自行处理。
- 购买堆肥或电解式厨余垃圾处理机时，村内将会补助部分购买费用，请灵活利用此制度。

### ■ 其他塑料物品

- 标示塑料标志的物品、用手可以捏扁的物品等软质塑料。（零食或面包的包装袋、购物塑料袋、保鲜膜等）
- 布丁杯或塑料瓶盖等形状坚硬的硬质塑料归类为**填埋垃圾**。
- 附着污垢的物品请用水冲洗干净。

### ■ 塑料瓶

- 对象为装入饮料、酒、酱油等标示PET标志的瓶子。未标示此标志的瓶子请归类为**填埋垃圾**扔出。
  - 请将瓶内冲洗干净，将瓶盖归类为**填埋垃圾**、标签贴纸归类为**其他塑料垃圾**后扔出。
- ※也可以利用超市等设置的回收垃圾桶。

### ■ 玻璃瓶类

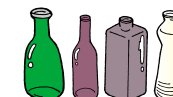
- 请卸下瓶盖和瓶盖垫圈（瓶塞），并将瓶中冲洗干净。
- 从上方查看瓶口即可轻松分辨瓶子的颜色。
- 粘贴于瓶身的贴纸也可以不用剥离，但请剥除缠卷于瓶身的塑料纸或标签。
- 日式汽水瓶请卸下瓶盖并取出瓶中的玻璃球后再扔出。
- 装入专用垃圾袋后，请在“棕色瓶”、“透明瓶”、“其他瓶”的相应位置上画○，并务必标注姓名后再扔出。
- 也可装入易碎瓶，但请尽量确保不会破碎。
- 化妆品瓶、油瓶、玻璃杯、陶瓷器类、水晶玻璃、耐热玻璃餐具等请归类为**填埋垃圾**后扔入专用垃圾箱。



**棕色瓶**・・・瓶身表面为棕色的瓶子。



**无色透明瓶**・・・瓶身表面无色且透明的瓶子。  
■也包括瓶身表面带有锯齿状或粗糙刻纹的瓶子。



**其他有色瓶**・・・瓶身表面为蓝、绿、黑、紫、白、黄等色的瓶子。  
■也包括淡色瓶子。

## ■ 缶類

- スチール缶とアルミ缶には、それぞれ右のマークが付いています。
- マークがないものや判断に困るものは**埋立ゴミ**として出してください。
- タバコの吸い殻は入れないでください。
- スプレー缶以外は必ず一度缶の中を水洗いしてください。
- スプレー缶は使いきり、穴を開けて中のガスを抜いてから出してください。
- ペンキ等の塗料は使いきり、乾燥させて**埋立ゴミ**として出してください。



このマークのあるものが対象です



## ■ 衣類（綿製品）

- 衣類が対象になります。
- カップなどのナイロン製品、ダウン製品、布団、マット類、毛糸類、革製品は収集できません。**粗大ゴミ**の回収時に出してください。
- 汚れている、濡れている、カビているものは収集できません。
- 可燃ゴミ以外の指定ゴミ袋（その他プラやペットボトルなど）を利用して出してください。



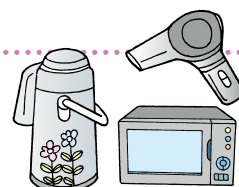
## ■ 埋立ゴミ

- 各自で収獲用コンテナなどをご用意いただき、コンテナに名前を書いて出してください。
- 硬質系プラスチック、化粧品のびん類、使い切り乾燥させたペンキ缶など。
- おもちゃなどは電池を抜いて出してください。
- 小型家電・鉄くずは**粗大ゴミ**として出してください。



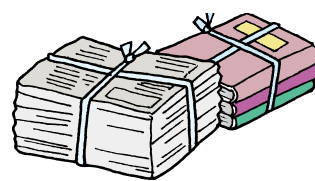
## ■ 粗大ゴミ（有料回収）

- 収集は、4月・8月・11月・12月に行います。カレンダーで日程の確認を!!
- 電子レンジ、ドライヤー、トースターなどの小型家電は有料回収になります。
- 履物、カバンなど細かいものはそれぞれ袋に入れてください。



## ■ 紙類

- 「新聞紙・折込広告」「その他雑誌・単行本・コピー用紙」「ダンボール」「牛乳パック」などのほか、アイスやお菓子類の箱、トイレットペーパーの芯などの雑紙が対象になります。
- レシートなどの感熱紙、複写式の紙、カーボン紙、アルミ加工されているものは**可燃ゴミ**へ。
- 十字にひもをかけて、しっかりと縛ってください。
- アイスやお菓子類の箱など十字にひもをかけて出せない雑紙は紙袋に入れて出してください。
- 紙類は濡らさないようにしてください。

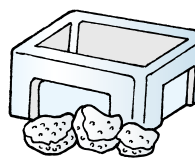


## ■ 白色トレイ（容器トレイ）

- 発泡スチロール製のものが対象になります。
- 色の付いたものやビニールなどが付いているものは、**その他プラスチック**とし出して
- ください。
- 汚れているものは水洗いしてください。

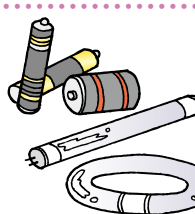


このマークのあるものが対象です



## ■ 乾電池・蛍光灯

- 乾電池の収集場所は、役場玄関、JA野辺山支所様入口、ストックヤードです。備え付けの回収箱に出してください。
- 蛍光灯や電球は、ストックヤードへ持ち込んでください。蛍光灯はひもで縛り、電球は袋に入れて出してください。
- ボタン電池は、安全性が確認されていないため販売店へ。



## ■ スtockヤード

- 持込は紙類、びん類、缶類、ペットボトル、容器トレイ、乾電池、蛍光灯になります。
- 中を洗ってきれいな状態で出してください。

※ストックヤード位置図P24参照

## ■ 罐类

- 钢罐和铝罐分别标示右侧所示标志。
- 未标示或难以判断的罐类均归为**填埋垃圾**扔出。
- 请勿将烟头扔入罐内。
- 除喷雾罐以外，其他罐内均请用水冲洗一次后再扔出。
- 喷雾罐用完后，请在瓶身上开孔并排尽罐内气体后再扔出。
- 油漆等涂料用完后，使其干燥并归类于**填埋垃圾**后再扔出。

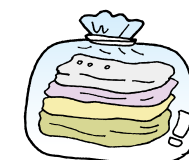


対象は标示此标志的物品



## ■ 衣物类(棉制品)

- 対象为衣物类。
- 不收集床罩等尼龙产品、羽绒产品、被子、垫子类、毛线类、皮革产品。请在回收**粗大垃圾**时再扔出。
- 不收集污垢附着、潮湿、发霉的物品。
- 请装入可燃垃圾以外的指定垃圾袋(其他塑料物品或塑料瓶等)后再扔出。



## ■ 填埋垃圾

- 请自行准备收集专用垃圾箱等，并在垃圾箱上标注姓名后再扔出。
- 硬质塑料、化妆品瓶类、用完并干燥的油漆罐等。
- 玩具等请取出电池后再扔出。
- 小型家电、铁屑请归类为**粗大垃圾**扔出。



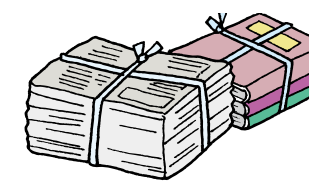
## ■ 粗大垃圾(收费回收)

- 于4月、8月、11月、12月进行收集。请查看日历确认日程!!
- 微波炉、电吹风、烤箱等小型家电均为收费回收。
- 鞋子、包袋等零碎物品请分别装入袋中。



## ■ 纸类

- 除了“报纸/夹入的广告单”“其他杂志/单行本/打印纸”“纸箱”“牛奶盒”等以外，还包括冰淇淋或零食类包装盒、卫生纸芯等废纸。
- 收据等热敏纸、复印纸、复写纸、铝制加工物品均归类为**可燃垃圾**。
- 请用绳子打成十字形并捆紧。
- 冰淇淋或零食类包装盒等无法用绳子打成十字形捆绑的废纸，请均装入纸袋后再扔出。
- 纸类请务必确保干燥不得沾湿。

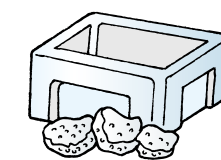


## ■ 白色托盘(容器托盘)

- 対象为泡沫聚苯乙烯制物品。
- 有色或附带乙烯等的物品归类为**其他塑料物品**扔出。
- 附着污垢的物品请用水冲洗干净。

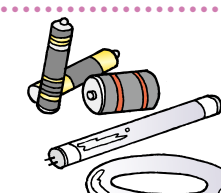


対象は标示此标志的物品



## ■ 干电池/荧光灯管

- 干电池的收集地点位于村公所门口、JA野辺山支所入口、堆场。请扔入设置的回收箱中。
- 荧光灯管或灯泡请带入堆场。请将荧光灯管用绳子捆绑、灯泡装入袋中后再扔出。
- 纽扣电池因无法确认其安全性，故请交于销售电池的店铺。



## ■ 堆场

- 带入对象是纸类、瓶类、罐类、纸箱、容器托盘、干电池、荧光灯管。
- 请将瓶罐等内部冲洗干净后再扔出。

※堆场位置图参阅P24



## 交通災害共済

- **交通事故による入院・通院（2日以上）に対して、見舞金が支払われます。**  
交通事故は、いつどこでふりかかってくるかわかりません。万が一交通事故に遭われた方を救済するための交通災害共済制度です。
- 〈共済期間〉…各年4月1日※～翌年3月31日（※中途加入した場合はその日から）
- 〈掛金〉…一人年額400円
- 〈加入できる人〉…村内に住民登録をしている方なら、いつでもどなたでも加入できます。
- 〈加入方法〉…指定の加入申込書に○印を記入し、掛金を添えて南牧村役場2階総務課窓口までお申し込みください。
- 〈見舞金の支払われる事故〉…
  - 国内の道路上を運行中の自動車、バイク、自転車等による人身事故。
  - 電車などに乗っていて、衝突、転落、転倒などによる事故。
  - 歩行中の、走行している車などによる事故。
- ～加入された方へ～
- 〈交通事故が発生したら〉…交通事故に遭った場合、できるだけ早く役場の交通災害共済係に事故の報告をし、請求について相談をしてください。

## 学 校

- **日本では、小学校6年間（6歳～12歳）、中学校3年間（13歳～15歳）が義務教育です。**  
外国籍の保護者にこの義務は適用されませんが、日本の学校への就学を希望すれば入学することができます。
- 入学する学校は、お住まいの住所に基づいて教育委員会が設定した通学区域により決定します。
- 入学を希望する場合は、教育委員会で手続きをしてください。
- **就学の手続き**……………
- 【小学校に就学する場合】
- ①就学する年度の前の年度の11月30日までに「就学時健康診断（就学前健診）」を行います。
- ②1月31日までに「入学通知書」を保護者あてにお送りします。
- ③南牧村には小学校が2校あるので、「入学通知書」には、お子さんが就学すべき小学校名が明記されます。これを「学校指定」といいます。
- ④「学校指定」は、学校教育法施行令第5条第2項の規定に基づき南牧村教育委員会がこれを行います。指定される学校は住民基本台帳の小学校区に基づくことになります。
- 【中学校に就学する場合】
- ①1月31日までに「入学通知書」を保護者あてにお送りします。
- ②南牧村には中学校は1校しかありません。「入学通知書」には、入学指定校として「南牧中学校」と明記されます。
- 【その他】
- 指定校の変更や区域外就学、就学相談など、ご不明な点、ご心配な点がございましたら、教育委員会事務局（電話：0267-96-2104）までお問い合わせください。

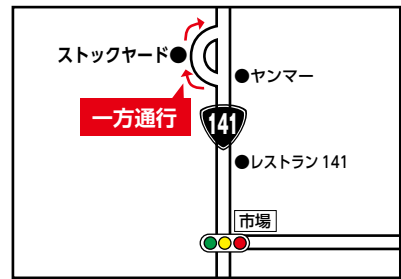
## 交通災害共済保険

- **向因交通事故而住院、就医(2天以上)者支付慰问金。**  
交通事故随时随地都可能发生。交通灾害共済保険是一项遭遇交通事故者救助制度。
- 〈共済期限〉・・・毎年4月1日※～次年3月31日(※中途加入时从加入日次日起计算)
- 〈共済保険費〉・・・每人毎年400日元
- 〈加入資格〉・・・所有已在村内办理了居民登记者均可随时加入。
- 〈加入方法〉・・・请在指定的加入申请书上画上○标记后,携带保险费前往南牧村公所2楼总务科窗口提交申请。
- 〈支付慰问金の事故范围〉・・・
  - 在日本国内公路上因驾驶汽车、摩托车或骑自行车等而导致的人身事故。
  - 搭乘电车等时因碰撞、跌落、摔倒等而导致事故。
  - 步行中因行驶车辆等而导致事故。
- ～致已加入者～
- 〈如果发生了交通事故〉・・・遭遇交通事故时,请尽快向村公所交通灾害共済部门报告事故详情,并就赔偿金事宜进行协商。

## 学校

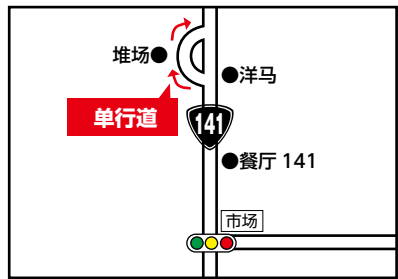
- **日本的小学6年(6岁～12岁)、初中3年(13岁～15岁)均为义务教育。**  
此项义务不适用于外籍监护人,但希望在日本的学校就学者均可入学。
- 就学的学校根据居住地区、和教育委员会设定的走读学区决定。
- 希望入学时,请在教育委员会办理入学手续。
- **就学手续**……………
- 【小学就学时】
- ①在就学年度的上年度11月30日前进行“就学健康检查(学前体检)”。
- ②1月31日前向监护人寄发“入学通知书”。
- ③南牧村内共有2所小学,“入学通知书”上将会明确注明孩子就学的小学校名。这种方式称作“指定学校”。
- ④“指定学校”基于学校教育法施行令第5条第2项规定,由南牧村教育委员会进行指定。被指定的学校基于住民基本台帳的小学学区范围。
- 【初中就学时】
- ①1月31日前向监护人寄发“入学通知书”。
- ②盲目村内只有1所初中学校。“入学通知书”上将会明确注明“南牧中学”作为入学指定学校。
- 【其他】
- 若有更换指定学校或希望在学区外就学、就学咨询等任何不明、担忧之处,请随时联系教育委员会事務局(电话:0267-96-2104)。

## ストックヤード地図



※p50参照

## 堆場地図



※参阅P50

## 南牧村 生活情報冊子

発行日 2020年3月  
発行 南牧村  
印刷 中澤印刷株式会社

## 南牧村 生活信息手册

発行日 2020年3月  
发行 南牧村  
印刷 中泽印刷株式会社



